

# (仮称) 福島飯舘風力発電事業について

糸長浩司

20240805メモ

## ◆事業規模

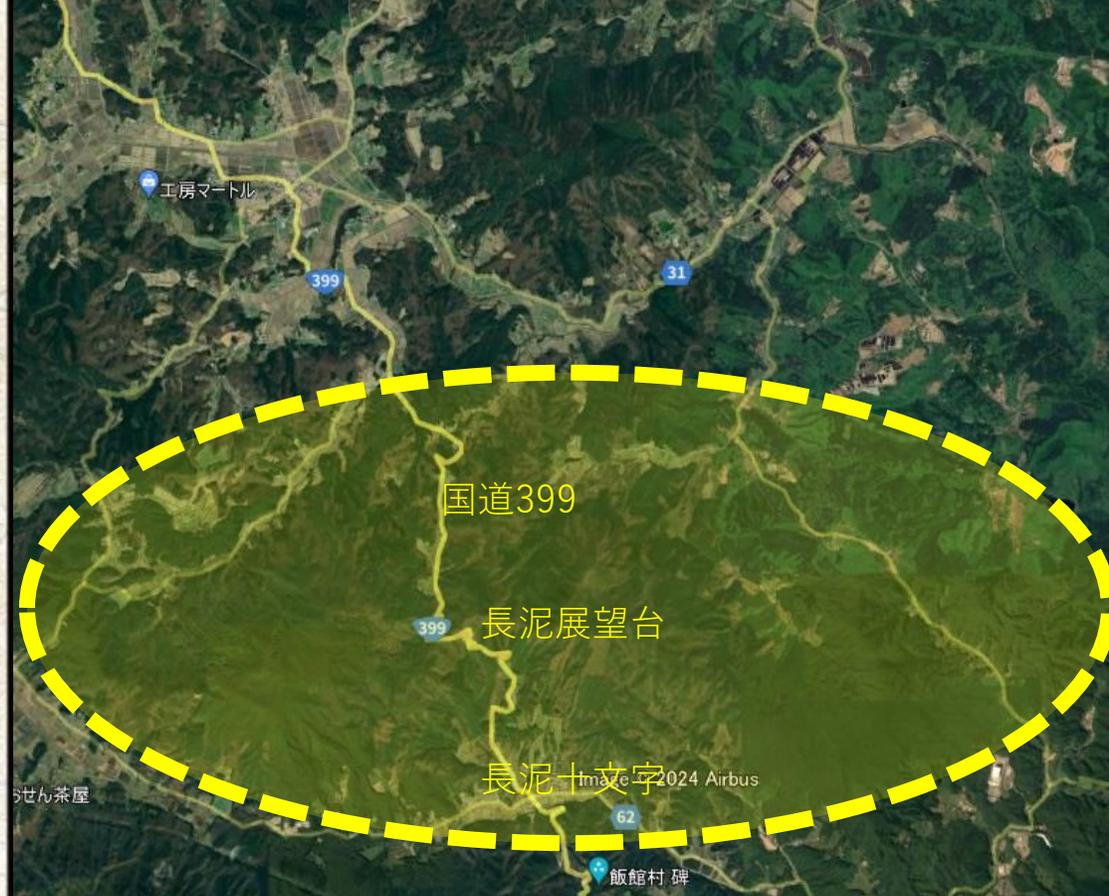
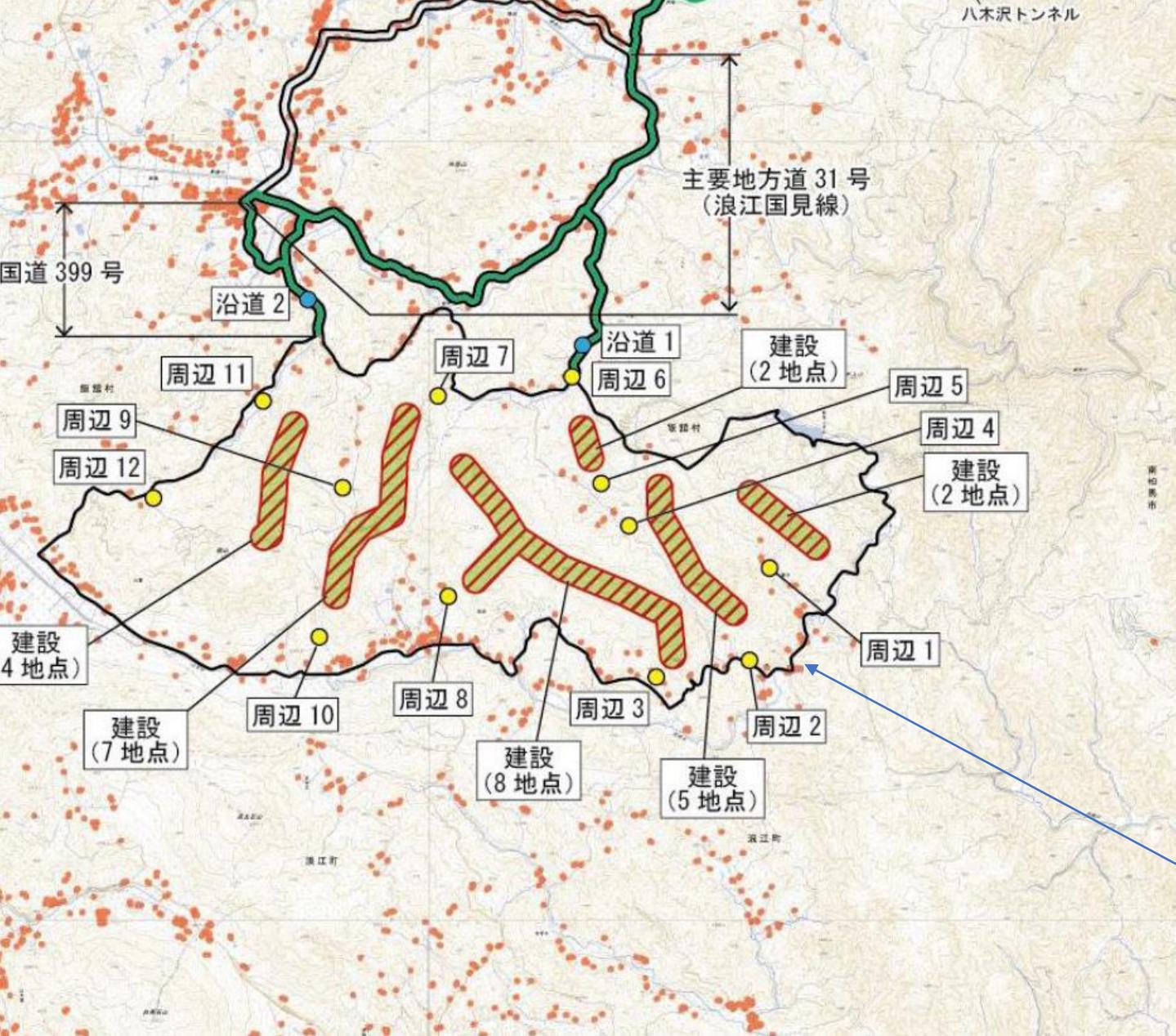
- ・飯舘村南部の約2,879haの対象事業      ほぼ国有林
- ・ローター直径最大158m、・全高最大180mの風力発電機
- ・最大28基設置（30基→28基）      ・出力は最大126,000kW（126MW）  
→福島県の計画の風車 360MWの約1/3

そのほか、福島県田村市、大熊町、浪江町、葛尾村の阿武隈高地の尾根沿いに  
3.2MWの風車を46基設置し、合計発電出力147MW

- ・稼働開始予定時期      2030～2031年らしい      （東急不動産担当者聞き取り）

## ◆福島県環境影響評価審査会の流れ

配慮書	公告日	令和4年9月27日
	縦覧期間	令和4年9月27日から10月27日まで
	福島県環境影響審査会審査	令和4年10月28日
	福島県知事意見書	令和4年11月29日
方法書	公告日	令和5年3月30日
	縦覧期間	令和5年3月30日から令和5年5月
	説明会	浪江町、二本松市、南相馬市、飯舘村、川俣町 各1回のみ
	福島県環境影響審査会審査	令和5年8月21日
	福島県知事意見書	令和5年9月12日



事業区域



配慮書に関するの知事意見書ポイント 令和4年11月

- ◆自治体及び事業実施想定区域周辺の住民等に対し、事業による環境への影響について丁寧かつ十分な説明に努めること。
- ◆方法書で示される事業計画は、住民との協議の結果を踏まえたものとする。
- ◆他の風力発電事業→累積的な環境影響評価→事業実施想定区域の縮小や風力発電機の基数削減、配置検討
  - ・1km未満の距離に住居が多数存在。騒音・振動。住居から十分な離隔距離
  - ・水源かん養保安林、水源のかん養機能、土砂流出防止機能。森林の転用面積は必要最小限、水質の汚濁防止
  - ・飯舘村と川俣町の行政境界の（仮称）**笹峠風力発電事業**と複数事業の風車の影による累積的な環境影響
  - ・バードキルの配慮、植生自然度の高い区域を除外
  - ・関係市町村及び地元住民とも協議し、景観調査地点の選定について、改めて検討
  - ・事業実施区域周辺では大規模な風力発電所が**7件計画、累積的な環境影響**
  - ・風力発電機の設置予定範囲から住宅までの距離が近く、住民に対し強い圧迫感を与える、住民説明会等を通じ、住民への影響について十分説明し、住民らの意見を汲んだ上で風力発電機の配置を検討すること。
  - ・帰還困難区域が含まれることから、**空間線量及び土壌の放射能濃度について調査方法及び調査地点を検討の上、方法書に示すこと。事業に伴い発生する放射性汚染物（伐採木、土壌等）への対応についても示すこと。**

方法書に関する知事意見書ポイント 令和5年9月

- ◆生活環境及び自然環境への影響の精査、関係自治体及び地域住民の意見や専門家等の助言を踏まえ、適切かつ慎重に環境影響評価、その評価結果を踏まえた適切な事業計画となるよう検討する
- ◆地域住民と十分に協議し、住民の居住状況及び帰還の意向などを踏まえた適切な風力発電機の配置等の事業計画検討。準備書」においては、その検討結果と理由を含めて示す  
住民との協議で、具体的な騒音値の予測及び景観の予測図等を示し、環境影響について説明すること。
  - ・住民が居住する可能性が高い住宅及び地域（復興再生拠点区域等）から、十分な離隔距離を確保
  - ・対象事業実施区域周辺で、**大規模な風力発電所の設置計画、中間に位置する住宅では、累積的な騒音及び超低周波音の影響懸念、累積影響調査実施を検討**すること。
  - ・周辺の河川及び沢等の利用状況確認し、事業計画は、利用のある河川及び沢への影響が及ばないよう
  - ・周辺に大規模な風力発電所が計画、中間に位置する住宅では、累積的な風車の影の影響懸念
  - ・放射能濃度が8,000Bq/kgを超える廃棄物及び土壌が発生した場合の処理方法等、関係法令機関等と協議
  - ・環境影響調査項目「放射線の量」のうち、粉じん等の発生、土地造成等の施工等による影響も調査対象・
  - ・河川上流側に環境影響調査地点を追加する等、調査及び評価方法を検討し、準備書に記載すること。
  - ・風力発電機設置区域及び通用路等において、放射線量（空間線量及び土壌中の放射能濃度等）の環境影響調査を行い、準備書に記載すること。なお、調査地点の選定に当たっては、現在の除染されていない土壌が残置される区域及び切土を行う区域から選定すること。

・